

物産展等出展支援事業補助金のご案内

～ 展示会や物産展などに出席する際にご活用ください ～

佐渡市では、市内の優れた製品の市場開拓や、新製品等の販路拡大を支援するため、国内外で開催される見本市・商談会等に出展した際に、出展に要する経費の一部を補助します。

補助対象者、補助対象経費、補助率など

事業目的	新製品の情報発信、販路開拓など
補助対象者	市内に工場又は事業所を有する者 ※市税等の滞納がない者に限ります。
補助対象経費	出展小間料、製品運送、出展者に係る船賃・宿泊費（1回につき2名分まで）等
補助率	補助対象経費（消費税は除きます。）の50%以内（1,000円未満切り捨て）
補助限度額	1回につき見本市・商談会等は20万円、物産展は10万円 ※同一年度に1事業所3回までとします。
事業期間	交付決定日から当該年度末まで
その他	市内で開催されるものは、対象外です。 開催期間が8日を超えるものの宿泊費については、7泊目までが補助対象となります。 ※前泊・後泊含む

申請方法について

事業に着手する前に、以下の関係書類を佐渡市地域振興部地域産業振興課へ提出してください。なお、事前に申請をいただかないと補助金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

■提出書類

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書及び収支予算書（別紙1）
- ③ 見本市・商談会等の開催案内等
- ④ 納税証明書（佐渡市提出用）

実績報告書の提出について

事業が完了して **20日以内又は交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日まで**に、以下の関係書類を佐渡市役所地域振興部地域産業振興課へ提出してください。

■提出書類

- ① 実績報告書
- ② 収支決算書（別紙3）
- ③ 補助対象経費の領収書等の写し

※支払いが確認できない場合、補助対象経費として認められません。

- ④ 出展報告レポート

※事業完了日とは、出店に関する清算が完了した日のことを指します。



お問い合わせ先

佐渡市役所 地域振興部 地域産業振興課 TEL 0259-67-7863



詳細は佐渡市 HP にも掲載してあります→